

令和8年度（令和7年度実施）
高知県公立学校教員採用候補者選考審査
筆記審査（教職・一般教養）

受審番号		氏名	
------	--	----	--

【注意事項】

- 1 審査開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見ないでください。
- 2 解答用紙（マークシート）は、下記に従って記入してください。
 - 記入は、H Bの鉛筆を使用し、枠からはみ出さないよう丁寧にマークしてください。
 - 訂正する場合は、消しゴムで完全に消してください。
 - 氏名、受審する教科・科目、受審種別を、該当する欄に記入してください。
 - 受審番号の欄には、受審票を確認のうえ、受審番号（5桁）を記入してください。また、併せて、受審番号欄の該当する数字をマークしてください。
 - 解答は、解答用紙の該当する選択肢の記号をマークしてください。
- 3 筆記審査（教職・一般教養）が終了した後、解答用紙のみ回収します。受審者は、審査室内のすべての解答用紙が回収された後、監督者から指示があれば、この問題冊子を、各自、持ち帰ってください。

次の文は、小学校学習指導要領（平成29年3月告示）、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）の「第1章 総則 第3（高等学校、特別支援学校高等部では第3款、特別支援学校小学部・中学部では、第4節） 教育課程の実施と学習評価」の一部である。文中の（①）～（③）に該当する語句を、下の1～9から一つずつ選びなさい。

【小学校】

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを（①）し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとめを（②）評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の（③）が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

【中学校】

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを（①）し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとめを（②）評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の（③）が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

【高等学校】

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを（①）し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとめを（②）評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の（③）が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

【特別支援学校小学部・中学部】

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを（①）し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとめを（②）評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (中略)
- (3) 創意工夫の中で学習評価の（③）が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童又は生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫すること。

【特別支援学校高等部】

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを（①）し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等又は各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとめを（②）評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (中略)
- (3) 創意工夫の中で学習評価の（③）が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学部段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫すること。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 具体的に評価 | 2 総合的に評価 | 3 積極的に評価 |
| 4 予測しながら | 5 見通しながら | 6 備蓄しながら |
| 7 正当性や客観性 | 8 客観性や妥当性 | 9 妥当性や信頼性 |

問1 (①)

問2 (②)

問3 (③)

次の問4～問9の文は、法令の条文の一部である。（①）～（⑥）のそれぞれに該当する語句を、各文の下に示した1～4から一つずつ選びなさい。

問4 児童は、これを（①）してはならない。 (日本国憲法第27条第3項)

- 1 使役
- 2 雇用
- 3 虐待
- 4 酷使

問5 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める（②）のみが、これを設置することができる。 (教育基本法第6条)

- 1 法人
- 2 企業
- 3 非営利団体
- 4 独立行政法人

問6 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び（③）とする。 (学校教育法第1条)

- 1 短期大学
- 2 大学院
- 3 高等専門学校
- 4 専修学校

問7 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に基き、義務教育諸学校における教育を（④）の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護することを目的とする。

（義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第1条）

- 1 政治的団体
- 2 経済的団体
- 3 党派的勢力
- 4 宗教的教義

問8 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから5月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満（⑤）に達する者について、あらかじめ、前条第1項の学齢簿を作成しなければならない。

（学校教育法施行令第2条）

- 1 4歳
- 2 5歳
- 3 6歳
- 4 7歳

問9 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の（⑥）を行わなければならない。

（学校保健安全法第15条）

- 1 健康診断
- 2 健康相談
- 3 安全講習
- 4 ストレスチェック

問10 次の文は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月 中央教育審議会）の「第Ⅰ部 総論 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力」の一部である。（①）～（④）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

中央教育審議会では、平成28年答申において、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になる可能性を指摘した上で、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの（①）より豊かなものにする必要性等を指摘した。とりわけ、その審議の際にAIの専門家も交えて議論を行った結果、次代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、文章の意味を正確に理解する（②）、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて（③）、対話や協働を通じて知識やアイディアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが挙げられた。

また、豊かな情操や（④）、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図るとともに、子供の頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要である。

- | | | | | |
|---|-----------|-------|---------|--------|
| 1 | ① 連帯感を持って | ② 読解力 | ③ 伝える力 | ④ 規範意識 |
| 2 | ① 連帯感を持って | ② 読解力 | ③ 表現する力 | ④ 公徳心 |
| 3 | ① 連帯感を持って | ② 解釈力 | ③ 表現する力 | ④ 公徳心 |
| 4 | ① 感性を働かせて | ② 解釈力 | ③ 伝える力 | ④ 公徳心 |
| 5 | ① 感性を働かせて | ② 読解力 | ③ 表現する力 | ④ 規範意識 |

問11 次の文は、「小学校 キャリア教育の手引き」（令和4年3月 文部科学省）と、「中学校・高等学校 キャリア教育の手引き」（令和5年3月 文部科学省）の「第1章 キャリア教育とは何か 第1節 これまでのキャリア教育推進施策の展開と課題」の一部である。（①）～（③）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

近年、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行している。特に産業や経済の分野においてはその変容の度合いが著しく大きく、（①）の多様化・流動化にも直結している。また、学校から職業への移行に問題を抱える若者が増え、社会問題ともなっている状況である。児童生徒に視点を移せば、自分の将来のために学習を行う意識が（②）にみて低く、働くことへの不安を抱えたまま職業に就き、適応に難しさを感じている状況がある。また、身体的には成熟傾向が早まっているにも関わらず精神的・社会的自立が遅れる傾向があることや、（③）の未熟さなど、発達上の課題も指摘されている。このような問題を背景としつつ、今日、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すためのキャリア教育の推進・充実への期待が高まっている。

- | | | | |
|---|--------|-------|-----------|
| 1 | ① 雇用形態 | ② 全国的 | ③ 勤労精神 |
| 2 | ① 雇用形態 | ② 國際的 | ③ 勤労觀・職業觀 |
| 3 | ① 雇用形態 | ② 國際的 | ③ 勤労精神 |
| 4 | ① 採用方法 | ② 國際的 | ③ 勤労觀・職業觀 |
| 5 | ① 採用方法 | ② 全国的 | ③ 勤労精神 |

問12 次の文は直観教育の説明文である。（①）～（③）に該当する人物名の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

（①）は、その著書『大教授学』において、あらゆる教授に直観性を要求しており、そのための教科書として『世界図絵』を著した。（②）は、直観から概念へという認識の形式を教授の原理とした。著書『ゲルトルート児童教育法』において、直観は生命活動の直接の表現であり、あらゆる認識の基礎であるから、教授はすべて直観を原理として行われなければならないとした。

エマソンが超越主義直観による個性尊重教育の思想と方法を唱えたが、（③）は、著書『民主主義と教育』の中で語っている経験の再構成による成長理論の核心に、エマソンの理論を援用している。

- | | | | |
|---|---------|----------|----------|
| 1 | ① コメニウス | ② ペスタロッチ | ③ パーカースト |
| 2 | ① コメニウス | ② ペスタロッチ | ③ デューイ |
| 3 | ① コメニウス | ② ルソー | ③ パーカースト |
| 4 | ① ラトケ | ② ルソー | ③ デューイ |
| 5 | ① ラトケ | ② ペスタロッチ | ③ パーカースト |

問13 エリクソンの発達理論に関する次の文中の（①）～（③）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

エリクソンは、人生を8つの段階に分けて、各々に発達課題を見出した。例えば、（①）の発達課題として、「勤勉性vs劣等感」という発達的危機を想定し、両者のせめぎ合いの中で危機を解決するとしている。また、（②）の発達課題として、「自我同一性vs同一性拡散」が設定されている。さらに、エリクソンはこの時期を表す表現として心理社会的（③）という猶予期間を表す用語を使用している。

- | | | | |
|---|--------|--------|------------|
| 1 | ① 児童期 | ② 成人前期 | ③ モラトリアム |
| 2 | ① 幼児後期 | ② 青年期 | ③ モラトリアム |
| 3 | ① 幼児後期 | ② 成人前期 | ③ アスピレーション |
| 4 | ① 児童期 | ② 青年期 | ③ モラトリアム |
| 5 | ① 児童期 | ② 青年期 | ③ アスピレーション |

問14 代表的な知能の理論に関する次の文中の（①）～（③）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

キヤッテルは一般因子が、計算や記憶、類推などの能力に寄与する（①）と、単語理解や知識などの能力に寄与する（②）の二つの下位構造を持つとするGf-Gc理論を提唱した。このGf-Gc理論は後にホーンにより拡張され、また、世界中の知能検査を再分析したキャロルの結果とも高い整合性が見られたため、理論の統合がなされ、（③）が提唱された。（③）は妥当性の高い知能の理論とされ、多くの知能検査の理論的背景になっている。

- | | | | |
|---|---------|---------|----------|
| 1 | ① 博物的知能 | ② 情動性知能 | ③ CHC理論 |
| 2 | ① 流動性知能 | ② 結晶性知能 | ③ 多重知能理論 |
| 3 | ① 流動性知能 | ② 結晶性知能 | ③ CHC理論 |
| 4 | ① 博物的知能 | ② 結晶性知能 | ③ 多重知能理論 |
| 5 | ① 流動性知能 | ② 情動性知能 | ③ CHC理論 |

問15 次の文は、渋沢栄一の『論語と算盤』の一節である。下線部には「四書」のうち3冊が挙げられている。残りの1冊は何か。下の1～5から一つ選びなさい。

- | | |
|---|------|
| 1 | 老子 |
| 2 | 庭訓往来 |
| 3 | 中庸 |
| 4 | 書經 |
| 5 | 春秋 |

問16 古代ヨーロッパで活躍した人物名とその主要著作の組み合わせとして誤っているものを、次の1～5から一つ選びなさい。

- 1 ソクラテス ————— 『メノン』
- 2 プラトン ————— 『国家』
- 3 アリストテレス ————— 『ニコマコス倫理学』
- 4 キケロ ————— 『弁論家について』
- 5 クインティリアヌス ————— 『弁論家の教育』

問17 次の文は、障害者基本法第1条である。文中の（①）～（④）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく（①）を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、（②）人格と個性を尊重し合いながら（③）を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に關し、（④）を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

- | | | | | |
|---|---------|-------|----------|--------|
| 1 | ① 基本的人権 | ② 相互に | ③ 共生する社会 | ④ 基本原則 |
| 2 | ① 基本的人権 | ② 共に | ③ 共生する社会 | ④ 根本理念 |
| 3 | ① 基本的人権 | ② 共に | ③ 平等な社会 | ④ 根本理念 |
| 4 | ① 社会権 | ② 相互に | ③ 共生する社会 | ④ 基本原則 |
| 5 | ① 社会権 | ② 共に | ③ 平等な社会 | ④ 根本理念 |

問18 次の文は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(令和3年1月 文部科学省)「I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方 (これからの特別支援教育の方向性)」の一部である。ここに記載されていないものを、次の1~5から一つ選びなさい。

- 1 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
- 2 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
- 3 障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
- 4 GIGAスクール構想による1人1台端末等の最新のICT技術の活用
- 5 特別支援学校教諭免許状を所有する教員の増員

問19 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)「第1編 2 早期からの一貫した教育支援」の一部である。文中の(①)～(④)に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1~5から一つ選びなさい。

障害のある子供が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と関わり、主体的に社会参加しながら(①)生きていくことができるようにするためには、教育、医療、福祉、保健、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子供の(②)を生涯にわたって教育支援していく体制を整備することが必要である。

このため、早期から始まっている教育相談・支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障害のある子供一人一人の精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう(③)を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められる。

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、個別の(④)の作成・活用等の推進を通じて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要である。

- 1 ① 安心して ② 自立 ③ 移行支援 ④ 指導計画
- 2 ① 安心して ② 成長 ③ 継続支援 ④ 教育支援計画
- 3 ① 心豊かに ② 成長 ③ 移行支援 ④ 指導計画
- 4 ① 心豊かに ② 自立 ③ 移行支援 ④ 教育支援計画
- 5 ① 心豊かに ② 成長 ③ 継続支援 ④ 教育支援計画

問20 次の文は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編」（平成29年7月 文部科学省）、「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編」（平成29年7月 文部科学省）、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 特別活動編」（平成30年7月 文部科学省）の「特別活動改訂の趣旨及び要点」の一部である。文中の（①）～（④）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

【小学校】

特別活動において育成することを目指す資質・能力については、「人間関係形成」、「社会参画」、「（①）」の三つの視点を踏まえて特別活動の目標及び内容を整理し、学級活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動及び学校行事を通して育成する資質・能力を明確化する。

内容については、様々な集団での活動を通して、自治的能力や（②）として積極的に社会参画する力を重視するため、学校や学級の課題を見いだし、よりよく解決するため、話し合って（③）し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化する。また、小学校から高等学校まで教育活動全体の中で「基礎的・（④）」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりを明確にする。

【中学校】

特別活動において育成を目指す資質・能力については、「人間関係形成」、「社会参画」、「（①）」の三つの視点を踏まえて特別活動の目標及び内容を整理し、学級活動、生徒会活動・児童会活動、クラブ活動、学校行事を通して育成する資質・能力を明確化する。

内容については、様々な集団での活動を通して、自治的能力や（②）として積極的に社会参画する力を重視するため、学校や学級の課題を見いだし、よりよく解決するため、話し合って（③）し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化する。また、小学校から高等学校等までの教育活動全体の中で「基礎的・（④）」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校等のつながりを明確にする。

【高等学校】

特別活動において育成することを目指す資質・能力については、「人間関係形成」、「社会参画」、「（①）」の三つの視点を踏まえて特別活動の目標及び内容を整理し、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を通じて育成する資質・能力を明確化する。

内容については、様々な集団での活動を通して、自治的能力や（②）として積極的に社会参画する力を重視するため、ホームルームや学校の課題を見いだし、よりよく解決するため、話し合って（③）し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化する。また、特別活動を要とし、小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・（④）」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりを明確にする。

- | | | | | |
|---|--------|-------|--------|---------|
| 1 | ① 自己実現 | ② 一市民 | ③ 意思統一 | ④ 実践的能力 |
| 2 | ① 自己実現 | ② 主権者 | ③ 合意形成 | ④ 汎用的能力 |
| 3 | ① 個の確立 | ② 主権者 | ③ 意思統一 | ④ 汎用的能力 |
| 4 | ① 個の確立 | ② 一市民 | ③ 合意形成 | ④ 汎用的能力 |
| 5 | ① 個の確立 | ② 主権者 | ③ 意思統一 | ④ 実践的能力 |

問21 小学校学習指導要領（平成29年3月告示）、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）で示されている「特別活動」の中の「学校行事」の内容として誤っているものを、次の1～5から一つ選びなさい。

- 1 儀式的行事
- 2 文化的行事
- 3 健康安全・体育的行事
- 4 野外活動・宿泊的行事
- 5 勤労生産・奉仕的行事

問22 次の文は、「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)「第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方 第2章 生徒指導と教育課程 2.1.2 学習指導と生徒指導」の一部である。文中の（①）～（④）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

学習指導において、児童生徒一人一人に対する理解（児童生徒理解）の深化を図った上で、安全・安心な学校・学級の（①），児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める、児童生徒の（②）や自己決定を促すといった生徒指導の実践上の視点を生かすことにより、その充実を図っていくことが求められています。また、生徒指導においては、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」という生徒指導の意義を再確認することが求められます。個別の（③）等への対応といった課題早期発見対応及び困難課題対応的生徒指導にとどまることなく、全ての児童生徒を対象にした課題未然防止教育、さらには一人一人のキャリア形成等も踏まえた発達支持的生徒指導の視点が重要になります。学習指導要領の趣旨の実現に向け、全ての子供たちが自らの可能性を發揮できるように「（④）」と「協働的な学び」を一体的に充実していく上で、特に発達支持的生徒指導の考え方を生かすことが不可欠です。

- | | | | | |
|---|-----------|--------|--------|-----------|
| 1 | ① 習慣を育てる | ② 自己選択 | ③ 不登校 | ④ 自学自習 |
| 2 | ① 習慣を育てる | ② 自由選択 | ③ 不登校 | ④ 個別最適な学び |
| 3 | ① 風土を創り出す | ② 自由選択 | ③ 問題行動 | ④ 個別最適な学び |
| 4 | ① 風土を創り出す | ② 自己選択 | ③ 問題行動 | ④ 個別最適な学び |
| 5 | ① 風土を創り出す | ② 自由選択 | ③ 不登校 | ④ 自学自習 |

問23 次の文は、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月 文部科学省)の「第1章 総説 第2節 学校安全の考え方」の一部である。文中の(①)～(④)に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

- 学校安全のねらいは、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。
- 学校安全の領域は、「(①)」「交通安全」「災害安全」などがあるが、従来想定されなかつた新たな危機事象の出現などにも柔軟に対応し、学校保健や生徒指導など様々な関連領域と連携して取り組むことが重要である。
- 学校安全の活動は、安全教育、(②)から構成されており、相互に関連付けて組織的に行うことが必要である。
- 学校における安全教育は、主に(③)を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて実施する。
- 学校における(②)・組織活動は、主に(④)に基づいて実施する。
- 学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策は、5年ごとに策定する学校安全の推進に関する計画に定められている。

- | | | | | |
|---|--------|--------|----------|-------------|
| 1 | ① 校内安全 | ② 安全管理 | ③ 学習指導要領 | ④ 学校保健安全法 |
| 2 | ① 生活安全 | ② 安全経営 | ③ 生徒指導提要 | ④ 学校教育法施行規則 |
| 3 | ① 生活安全 | ② 安全管理 | ③ 学習指導要領 | ④ 学校保健安全法 |
| 4 | ① 校内安全 | ② 安全経営 | ③ 生徒指導提要 | ④ 学校教育法施行規則 |
| 5 | ① 校内安全 | ② 安全管理 | ③ 学習指導要領 | ④ 学校教育法施行規則 |

問24 次の文は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版文部科学省）の一部である。文中の（①）～（③）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

重大事態とは、 “いじめにより重大な被害が生じた”（①）又は “いじめにより不登校を余儀なくされている”（①）がある段階を指しており、これらの（①）が生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けて動き出さなければならない。

重大事態調査は、対象児童生徒の（②）を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、（③）に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。

- | | | | |
|---|------|------|------|
| 1 | ① 疑い | ② 安全 | ③ 法 |
| 2 | ① 事実 | ② 安全 | ③ 校則 |
| 3 | ① 疑い | ② 安全 | ③ 条例 |
| 4 | ① 事実 | ② 尊厳 | ③ 条例 |
| 5 | ① 疑い | ② 尊厳 | ③ 法 |

問25 次の文は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）の「第I部 生徒指導の基本的な進め方 第12章 性に関する課題 12.4.1 『性的マイノリティ』に関する理解と学校における対応」の一部である。文中の（①）～（③）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

性的マイノリティに関する大きな課題は、当事者が社会の中で偏見の目にさらされるなどの差別を受けてきたことです。少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向などを理由とする差別的取扱いについては、現在では（①）なことであるという認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。

文部科学省では、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、「（②）」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」を平成29年に改定し、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが追記されました。教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて（③）の醸成を図ることが大切です。学校においては、具体的に以下のような対応が求められます。

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | ① 不法 | ② いじめ防止対策推進法 |
| | ③ 生命の尊さ | |
| 2 | ① 不当 | ② いじめ防止対策推進法 |
| | ③ 人権意識 | |
| 3 | ① 不法 | ② いじめ防止対策推進法 |
| | ③ 規範意識 | |
| 4 | ① 不当 | ② 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 |
| | ③ 人権意識 | |
| 5 | ① 不法 | ② 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 |
| | ③ 生命の尊さ | |

問26 次の文は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」（令和5年3月 文部科学省）の「目指す姿」として示された取組である。文中の（①）～（④）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

- 不登校の児童生徒全ての（①）を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。
- 心の小さなSOSを見逃さず、「（②）」で支援します。
- 学校の（③）の「見える化」を通して、学校を「みんなが（④）学べる」場所にします。

- | | | | | |
|---|--------|--------------|--------|--------|
| 1 | ① 学びの場 | ② チーム学校 | ③ 風土 | ④ 主体的に |
| 2 | ① 学校生活 | ② 学校・家庭・地域社会 | ③ 危機管理 | ④ 安心して |
| 3 | ① 学びの場 | ② チーム学校 | ③ 風土 | ④ 安心して |
| 4 | ① 学校生活 | ② 組織 | ③ 危機管理 | ④ 参加して |
| 5 | ① 学びの場 | ② 学校・家庭・地域社会 | ③ 全体計画 | ④ 主体的に |

次の問27、問28の文は、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日 閣議決定）の一部である。次の各問い合わせに答えなさい。

問27 次の文は、この計画の「Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針」（5つの基本的な方針）の「①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」の一部である。文中の（①）～（③）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

これまでの同一（①）で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方に過度にとらわれず、個々に最適な学びを提供するとともに、正解（知識）の暗記や（②）な教育による弊害を排し、同質ではなく異質なものとの融合こそが（③）を生み出すとの発想の下、多様な才能・能力を生かす教育を行っていくことが求められる。

- | | | | |
|---|------|-------|-----------|
| 1 | ① 学年 | ② 画一的 | ③ イノベーション |
| 2 | ① 年齢 | ② 画一的 | ③ イノベーション |
| 3 | ① 学年 | ② 集団的 | ③ 持続可能な社会 |
| 4 | ① 年齢 | ② 集団的 | ③ イノベーション |
| 5 | ① 学年 | ② 画一的 | ③ 持続可能な社会 |

問28 次の文は、同じく「①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」の一部である。文中の（①）～（③）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

小中高等学校においては、従来の教師による（①）指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面においてICTを活用することや、目的に応じ（②）やオンデマンドの動画教材を取り入れるなど、子供の主体的な学びを支援する（③）としての教師の役割を果たしつつ、リアルとデジタルを融合した授業づくりに取り組むことが考えられる。

- | | | | |
|---|------|--------|-------|
| 1 | ① 対面 | ② 遠隔授業 | ③ 伴走者 |
| 2 | ① 直接 | ② 通信教育 | ③ 設計者 |
| 3 | ① 対面 | ② 通信教育 | ③ 設計者 |
| 4 | ① 直接 | ② 遠隔授業 | ③ 伴走者 |
| 5 | ① 対面 | ② 遠隔授業 | ③ 設計者 |

問29 次の文は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）で示された「(3) 公教育の再生・研究活動の推進」に関する提言の一部である。文中の（①）～（③）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

学校・教師が担う業務の適正化やDXによる業務効率化を進めるとともに、学校における働き方改革の取組状況の見える化等、（①）を強化し、教師の時間外在校等時間の削減を徹底して進める。（中略）

小学校教科担任制の拡大や、（②）教師の中学校への配置拡充等の教職員定数や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの充実を図るとともに、35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。（中略）

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考え方の下、コミュニティ・スクールと（③）活動の一体的な取組や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を加速する。

- | | | | |
|---|--------------|----------------|----------|
| 1 | ① アカウンタビリティー | ② 生徒指導担当 | ③ 地域学校協働 |
| 2 | ① PDCAサイクル | ② 特別支援コーディネーター | ③ 地域学校協働 |
| 3 | ① PDCAサイクル | ② 生徒指導担当 | ③ 地域家庭協働 |
| 4 | ① アカウンタビリティー | ② 特別支援コーディネーター | ③ 地域家庭協働 |
| 5 | ① PDCAサイクル | ② 生徒指導担当 | ③ 地域学校協働 |

問30 南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。次の表は、気象庁のホームページから抜粋した、キーワードと各キーワードを付記する条件を示したものである。表中の（①）～（④）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・（略）
（①）	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（③）の地震が発生したと評価した場合
（②）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード（④）の地震が発生したと評価した場合（（①）に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりずべきが発生したと評価した場合
調査終了	・（①）、（②）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- | | | | | |
|---|----------|----------|---------|---------|
| 1 | ① 巨大地震警戒 | ② 巨大地震注意 | ③ 8.0以上 | ④ 7.0以上 |
| 2 | ① 巨大地震警戒 | ② 巨大地震注意 | ③ 8.0以上 | ④ 7.5以上 |
| 3 | ① 巨大地震注意 | ② 巨大地震警戒 | ③ 7.5以上 | ④ 7.0以上 |
| 4 | ① 巨大地震注意 | ② 巨大地震警戒 | ③ 8.0以上 | ④ 7.5以上 |
| 5 | ① 巨大地震警戒 | ② 巨大地震注意 | ③ 7.5以上 | ④ 7.0以上 |

問31 G20のメンバーでない国を、次の1～5から一つ選びなさい。

- | | |
|---|---------|
| 1 | トルコ |
| 2 | メキシコ |
| 3 | ロシア |
| 4 | タイ |
| 5 | サウジアラビア |

問32 出入国在留管理庁の公表資料によると、日本に在留する在留外国人数（中長期在留者数及び特別永住者数を合計したもの）は近年増加しており、令和6年6月末現在で約358万9千人となっている。この内訳を国籍別に見ると、多い国から1位（①）、2位（②）、3位（③）、4位フィリピン、5位ブラジルとなっている。（①）～（③）に該当する国名の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

- | | | | |
|---|--------|--------|--------|
| 1 | ① 中国 | ② 韓国 | ③ ベトナム |
| 2 | ① 中国 | ② ベトナム | ③ 韓国 |
| 3 | ① 韓国 | ② 中国 | ③ ベトナム |
| 4 | ① ベトナム | ② 韓国 | ③ 中国 |
| 5 | ① ベトナム | ② 中国 | ③ 韓国 |

問33 次の文の（①）～（④）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

シリアでは、2011年に中東の民主化運動「（①）」の影響を受けた反体制デモを（②）政権が弾圧したことにより内戦に発展した。

（②）政権が支援を受けていた、レバノンのイスラム教シーア派組織（③）の勢力は、イスラエルの攻撃を受けたことにより弱体化した。

その後、反体制派による大規模な反抗を受け、首都ダマスカスが2024年に制圧され、（②）大統領は（④）に亡命した。

- | | | | | |
|---|----------|----------|--------|-------|
| 1 | ① オレンジ革命 | ② アサド | ③ ヒズボラ | ④ ロシア |
| 2 | ① オレンジ革命 | ② ルカシェンコ | ③ ハマス | ④ トルコ |
| 3 | ① アラブの春 | ② ルカシェンコ | ③ ヒズボラ | ④ ロシア |
| 4 | ① アラブの春 | ② アサド | ③ ハマス | ④ トルコ |
| 5 | ① アラブの春 | ② アサド | ③ ヒズボラ | ④ ロシア |

問34 次の文章は、「令和6年版高齢社会白書」(内閣府)の「第1章 高齢化の状況」の要点をまとめたものである。(①)に入る数値を、下の1~5から一つ選びなさい。

我が国の総人口は、令和5年10月1日現在、1億2,435万人であり、そのうち65歳以上人口の割合は(①)である。令和52(2070)年には、2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上になる見込みである。

- 1 19.1%
- 2 24.1%
- 3 29.1%
- 4 34.1%
- 5 39.1%

問35 次の文の(①)に該当する数値を、下の1~5から一つ選びなさい。

高知県の総人口は、65万1,287人(令和7年3月1日時点の推計人口)で、昭和60年以降減少傾向が続いている。

また、高知県内で令和6年1年間に誕生した新生児数は前の年より257人少ない(①)人になるなど、大変厳しい状況にある。

- 1 1,505
- 2 3,123
- 3 4,671
- 4 6,529
- 5 8,314

問36 次の文は、環境基本法第1条である。文中の（①）～（③）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

第1条 この法律は、環境の（①）について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の（①）に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の（①）に関する施策を（②）に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の（③）に貢献することを目的とする。

- | | | | |
|---|------|------------|------|
| 1 | ① 保全 | ② 総合的かつ計画的 | ③ 福祉 |
| 2 | ① 保護 | ② 総合的かつ計画的 | ③ 発展 |
| 3 | ① 保全 | ② 自主的かつ積極的 | ③ 安全 |
| 4 | ① 保護 | ② 総合的かつ計画的 | ③ 福祉 |
| 5 | ① 保全 | ② 自主的かつ積極的 | ③ 発展 |

次の図は、高知県の「第3期教育等の振興に関する施策の大綱（改訂）・第4期高知県教育振興基本計画（改訂）【概要版】」（令和7年3月 高知県・高知県教育委員会）で示した目指す人間像（基本理念）を実現するための3つの基本目標と4つの基本方針である。

図中の（①）～（④）に該当する語句を、下の1～12から一つずつ選びなさい。

目指す人間像（基本理念）を実現するための3つの基本目標と4つの基本方針

目指す人間像（基本理念）

- ◆ 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人
- ◆ 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人
- ◆ 多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人

目指す人間像（基本理念）を実現することで、個人が持続的に幸せを感じ、また、地域や社会もよい状態が続く
「（①）」の実現にもつながる。

高知の教育

目指す人間像を実現するための基本目標

基本目標 1 確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びの展開

社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、（②）にわたって学び続ける意欲を育む。

基本目標 2 健やかな体の育成と、基本的な生活習慣の定着

（②）にわたって、たくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を育む。

基本目標 3 豊かな心の育成と、多様性・（③）性を尊重する教育の推進

社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、自尊感情、夢や志、他者への思いやりや人権意識、規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育む。また、「不登校」については、決して問題行動ではないことを前提として、「魅力ある学校づくり」「早期発見・早期支援」「（④）の確保」による支援を行う。

基本方針 I 「高知家」の全ての子どもたちが、急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進

基本方針 II 「高知家」の子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた（③）的な教育・支援の推進

基本方針 III 「高知家」の誰もが、（②）にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進

基本方針 IV 「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備

>各基本方針に位置付けられる

政策、施策取組・事業

※各取組・事業が位置付けられるのは、高知県教育振興基本計画のみ

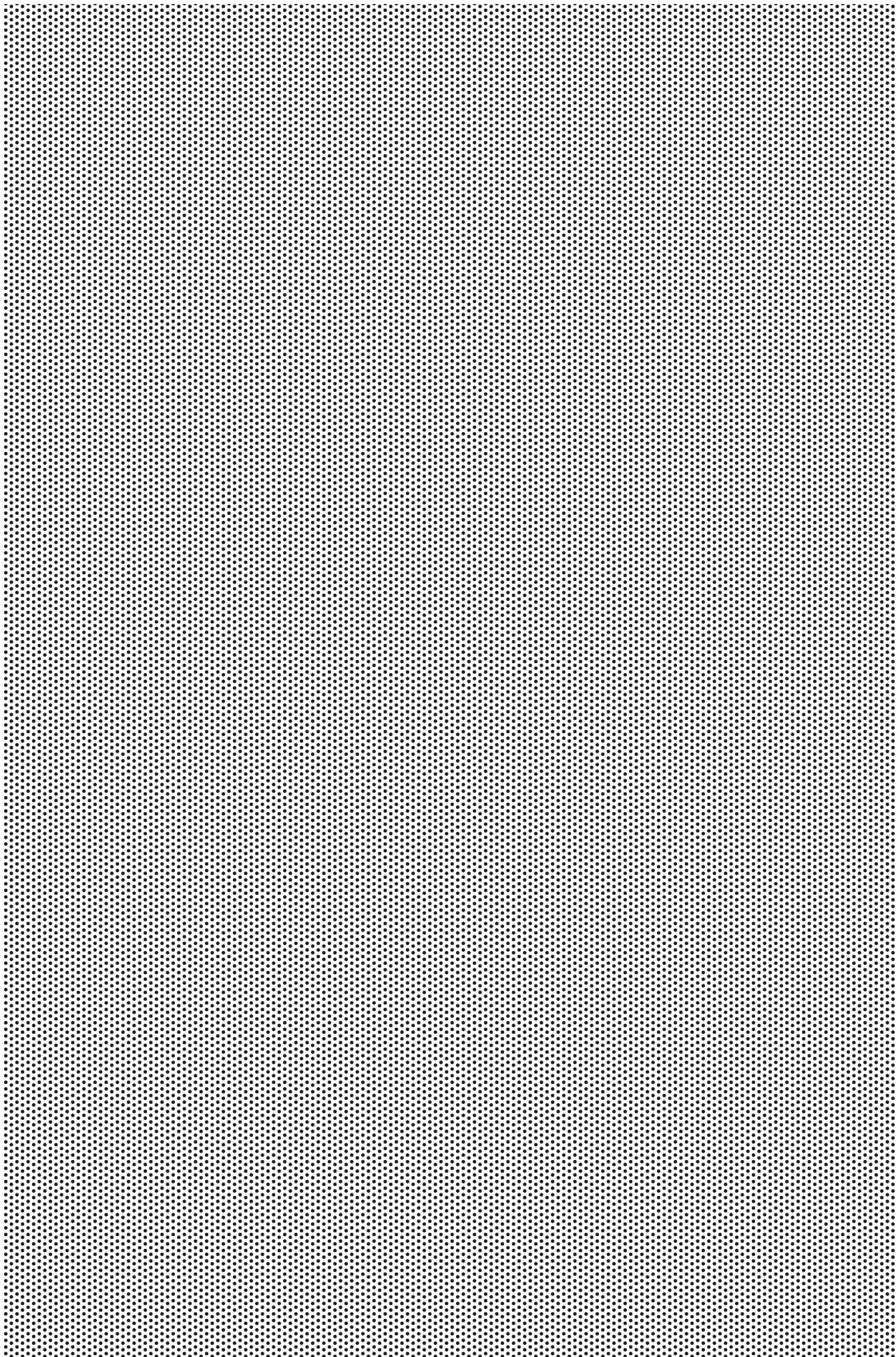
- | | | |
|--------------|-------------|--------------------------|
| 1 ブーカ (VUCA) | 2 義務教育 | 3 多様な教育機会 |
| 4 生涯 | 5 主体 | 6 ウエルフェア (welfare) |
| 7 包摂 | 8 スクール・ポリシー | 9 学校の環境 |
| 10 多岐 | 11 寛容 | 12 ウエルビーイング (Well-being) |

問37（①）

問38（②）

問39（③）

問40（④）



教職一般教養

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
正答	3	5	9	4	1	3	3	3	1	5	2	2	4	3	3	1	1	5	4	2	4	4	3	5	2
配点	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
備考																									

	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
正答	3	2	1	5	1	4	2	5	3	2	1	12	4	7	3
配点	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4
備考															